

2010年(平成22年)2月2日 火曜日

Q 建設業をしています。工事代金を支払ってくれない施主がいます。原材料の売却もしていますが、代金を支払ってくれない業者もいます。それぞれ請求書を毎月送っていますが、時効にはなりませんか。

工事代金の時効は？



短い時効期間が定められ、仮差し押さえおよび仮処分③承認①の3ような工事代金の時効種類があります。この期間は3年(民法170条2号)、売掛金の①の請求といえるため(0条2号)、売掛金の①の請求といえるため時効期間は2年(同法173条1号)とされ、単に支払いを請求しただけでは足りず、訴訟を起すなど裁判所が関与する手続きにより請求する必要があるという点で、①請求②差し押さ

訴訟手続きなどで中断

す。単なる支払い請求ももらった場合にも承認は催告と呼ばれ、6カ月以内には裁判所が関与する手続きによる請求を行わなければ、時効中断の効力は生じません。お尋ねのように請求書を毎月送っているだけでは請求をしたといえず、時効の中断にはなりません。③の承認は、債務者が債務を認める行為であり、簡便な時効中断事由です。残高確認書などに署名してもらい、債務を認めてもらえばよいのです。また、債務の一部を支払って(弁護士 松田健太郎)